

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省及び栃木県では、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上する運用を導入しました。

そこで、鹿沼市発注工事においても、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、以下のとおり対応することとします。

1 対象工事

鹿沼市発注の工事

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材（塩ビ管、シンナー、防錆塗料、支承ゴム等）

3 具体的な対応

以下のような別途調達経費が必要となる場合に、受注者から別途調達経費に係る証明書類（実際取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行う

- ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4 適用

令和8年7月1日以降に起工伺いを実施する工事

なお、令和8年6月30日以前に起工伺いを実施した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用

5 本運用とスライド条項との関係

上記に基づく設計変更は、鹿沼市工事請負契約書第23条の単品スライド条項の対象外
※ナフサを由来とする建設資材以外は引き続きスライド条項を適用